

島本町障害者施策推進協議会 会議録

(令和8年4月21日作成)

1	会議の名称	令和7年度第1回・島本町障害者施策推進協議会		
2	会議の開催日時	令和8年3月25日(火) 午前10時00分～11時30分		
3	会議の開催場所	島本町役場 1階 第1多目的室	公開の可否	☒・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	健康福祉部 福祉推進課	傍聴者数	3名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	/		
6	出席委員	小寺会長、奥村副会長、井戸委員、岩田委員、本間委員、西田委員、花田委員、森川委員、山中委員、山元委員、松田委員 (以上11名)		
7	会議の議題	(1) 自己紹介 (2) 副会長の選出について (3) 第4次島本町障害者計画及び第7期島本町障害福祉計画(第3期島本町障害児福祉計画)の進捗状況について (4) その他		
8	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議次第 ● 資料1 第4次島本町障害者計画の進捗状況 ● 資料2 第7期島本町障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)の進捗状況 		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

令和7年度第1回・島本町障害者施策推進協議会 要点録

(令和8年3月25日(水)開催)

開会

ただいまから令和7年度第1回島本町障害者施策推進協議会を開会する。

今回の協議会より公募委員として、聴覚に障害を持つ委員にご参加いただくので、手話通訳者を配置する等の配慮を行った上で開催する。

会議を円滑に進行するため、委員の皆様には、可能な範囲での事前質問についてご協力に感謝する。

なお、事前質問がない場合についてもご発言いただいて構わない。

また、委員の皆様のご発言についてリアルタイムで文字化するソフトも活用されて参加されるのでご発言の際はマイクを使用し、少しゆっくりとご発言いただきたい。

配布資料の確認をさせていただく。

(会議資料確認)

1 自己紹介

本日の協議会は、令和7年度初めての会議となる。

この間、公募委員の募集や、委員の交代があり、初めて参加される委員がいるので、会議の内容に入る前に、自己紹介をお願いします。

(事務局自己紹介)

(委員自己紹介)

次に、出席者数を報告する。

本日は11名の委員出席があり、島本町障害者施策推進協議会条例第5条第2項の規定

により、委員の2分の1以上の出席があるので、本日の会議が成立していることを報告する。

2 副会長の選出について

次に、次第2「副会長の選出について」説明する。

副会長を務めていた委員が、担当委員の変更により退任されたので、新たに副会長を定めるものである。

障害者施策推進協議会条例第4条の規定には、協議会には、会長、副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定めるとあり、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理するとある。

このため、委員の皆様からこれに関して意見があればお伺いしたいが、意見はあるか。

(「事務局案はあるか」と声あり)

事務局案としては、令和5年度から本協議会の委員として参画いただいております、本町の地域生活支援拠点である、地域福祉支援センター島本センター長の奥村委員にお願いしたいと考えているがいかがか。

(「異議なし」と声あり)

異議等ないので、副会長は奥村委員にお願いする。

以後の議事進行につきましては、小寺会長にお願いする。

会長

本日、傍聴者はあるか。

事務局

本日は3名の傍聴者がある。

会長

本日、3名の傍聴者の申し出があるので、島本町障害者政策推進協議会の会議の公開に関する要綱第4条により、傍聴を許可する。

3 第4次島本町障害者計画及び第7期島本町障害福祉計画（第

3期島本町障害児福祉計画）の進捗状況について

会長

「島本町障害者計画および障害者福祉計画（障害児福祉計画）の進捗状況について」を議題とする。

事務局より説明をお願いします。

事務局

（資料1、資料2を一括で説明）

会長

ただいまの事務局からの説明について、委員から意見・質問はあるか。

委員

にも包括（精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム）のことで質問する。精神障害にも対応した。地域包括ケアシステムの構築について、自立支援協議会で協議されているということだが、私は自立支援協議会が協議の場であるという認識はあまりなかった。

自立支援協議会はよく頑張っていたと、人手不足の解消やグループホームのことなど、いろいろ取り組んでいただいたと思うが、にも包括は別の位置付けにあると私自

身は思っている。

やはり、精神障害のある方にも対応した重層的ネットワーク作りの協議なので、今回、すばるの利用者で入院を経て他市に移っていかれた方がいたり、あるいはすばるの利用者で今も利用されて非常に困難になってるケースなどがある。警察、医療、介護等、なかなか自立支援協議会では顔合わせない分野の人と話し合いをしたい。

そうしたケース検討の場について、3～4年前は実施に向けた検討があったと思うが、その流れがなくなったと感じている。

今回資料を見て、数値が100%になっており驚いている。あれで良いということにはしないで欲しい。やはり精神障害者は独特の分野をまたいだネットワークが必要になってくるので、その構築を取り組んで一緒に取り組んで欲しい。

にも包括の会議をこちらから声をかければよかったか等、いろいろ思うところがある。その辺も含めてお伺いしたい。

もう一点、これはお願いだが、グループホームの開設資金が増えたことはすごくありがたいが、町にもお伝えしたが、今回すばるのグループホームに1人重度の方を受け入れるにあたりリフォームした際、100万円はすばるの持ち出しとなっている。開設だけでなく、新規の方を受け入れる時に、環境を少し変えることで、島本町在住の方を島本町で受け入れることが可能になる道筋が立てれると思う。開設に限らず、その人独自に合わせたバリアフリーが必要な際にも活用できるよう、検討いただきたい。

事務局

にも包括について、自立支援協議会の位置づけについての部分だが、3部会あり、各部会において、にも包括や医ケア児協議の場を、自立支援協議会といった既存の協議会に位置付けて開催する市町村が多く、本町でも同様の形での位置づけとしている。

各部会の担当分野については、それを整理した表をお配りしているが、改めてにも包括がくらし部会に位置付けられていること、もしくはその内容に合う開催に今後努めてまいりたい。

令和5年度に3部会を再編し、令和6年度から各部会について、年2回以上のペースでは開催している。

くらし部会について、にも包括に該当する部分としては、令和7年1月29日のくらし部会において、精神科長期入院者の状況について共有したり、グループホームの利用

や一人暮らしの支援についての意見交換等を行った。

また令和7年についても、ちょうど明日、自立支援協議会の全体会および各3部会の開催があり、グループホームの地域連携会議についての内容や、茨木保健所から精神障害者支援についてケース事例紹介等を行う予定である。そのような内容を今後もしっかりくらし部会に位置付け、にも包括の部分を開催していることも周知した上で開催していきたい。

また今回、資料2-1の1ページちょうど真ん中あたりの⑥番の精神障害者の共同生活援助の利用者数が100%になっている件について、確かに100%になっているが、町内にグループホームがなかなか無いことが原因で、計画上の数値もこういう人数になっている。令和6年度からにも包括で協議する中で、町内でグループホームを利用されていないけれども、利用されたい意向は、大変需要が高いのだということは認識しているので、先ほど説明させていただいたようなグループホームの開設補助金等を活用していただいて、グループホームを町内にも建設をしていただくことで、この数値がもっと上がっていくものと考えている。実際には100%になっていても、グループホームに入っていない方もおられることは認識しているので、今後もそういった方が将来グループホームに入れるような形で進めてまいりたい。

事務局

補足で追加説明する。にも包括、精神障害者の支援のための協議の場については先ほど申し上げたとおり、自立支援協議会の部会に位置づけしている。他にも医ケアに関する協議の場も他の部会で兼ねている。全体的なことについては共有する場としても使えるし、先ほどおっしゃった個別的な、よりコアなケース検討とか、個別的な検討を行う場としても、いずれ使いたいとは思っている。

今までの部会としては、全体的な制度や、支援のあり方とかそういうものを協議の場として使っているが、今後についてはより個別的なケース検討についても取り扱っていききたい。今までは全体的な他の案件等も取り扱う中で一つの案件として使うことも多かったが、またそうした案件については今後検討させていただきたい。

またグループホームにつきましては、新規開設については、令和8年度から拡充をさせていただく。

補助額の増額については、既存のグループホームについては確かにグループホームから聞いている施設の老朽化もあるが、入居者の重度化や重度障害者を受け入れるという

ことで、バリアフリーの改修や補修が新たに必要となる場合もあると思う。そういう場合に費用が必要になるというニーズについて、町としてもお聞きしている。

現在の補助制度としては新規開設の費用補助ということに留まっているが、他の自治体では独自でそういった既存の施設改修への補助というの、対象にして補助をしているというところも聞き及んでおり、そうした補助については今後検討していきたい。

国庫補助についても、中途改修は対象になっているかと思うので、そちらも使っていたきたいが、ただ補助は新規も含めて結構狭き門であるというのは確かなので、そこに町独自の補助を足していけるかも含めて、今後の検討課題とさせていただきたい。

委員

グループホームの話がでたが、入所施設からの地域移行の促進の中で、町内でのグループホーム開設に向けた取組を進めたとあるが、具体的にどういう取り組みか聞かせてほしい。

事務局

グループホームの開設についての具体的な取り組みだが、令和8年度よりグループホーム開設支援事業補助金を拡充し、上限金額を200万円から750万円に増額している。これにより町内におけるグループホーム開設を支援していくことで、一人暮らしの生活の場の確保を進めることができるものと考えている。

また、町内グループホームの確保については、以前より需要が高かったものと認識している。町内事業所との協議の中で、グループホームの整備への支援として本制度の拡充を行っており、今後、グループホーム建設に当たっては、本制度を活用していただきたい。

委員

新しいグループホームができる話があるということか。

事務局

令和8年度以降になるが、新しいグループホームの開設のご相談をいただいている。

委員

17ページの、雇用・就労について、関係機関と連携した就労支援の実施についてのお願いである。高槻市障害者就業生活支援センターの周知を進め、登録者の増加を図ると記載があるが、センターへの相談を促すときに、登録という言葉を使うとハードルが高いので、まずは気軽に相談という形でセンターへの相談を勧めてもらうとありがたい。もう一点、資料2-2の就労選択支援について、令和7年10月より就労移行支援事業所の新規については、原則として就労選択支援を利用するとなっているが、就労継続支援B型の誤りではないか。

事務局。

就ポツへの登録という表現について、登録と言ってしまうと動きにくい印象を受ける方もいるので、相談等、繋がりがやすい様な柔らかい表現等に気をつけてお繋ぎし、ニーズが一致するようご案内をしてまいりたい。

資料2-2で御指摘いただいた点については、ご指摘のとおり誤りであり、間違いがあり申し訳ない。正しくは令和7年10月より就労継続支援事業B型利用者につきましては、原則として就労選択支援事業を利用することとなっているので、訂正をお願いする。

委員

9ページの、医療・教育・福祉・各分野での連携強化を目指すという項目について、スクールカウンセラーの記載があるが、スクールソーシャルワーカーについてもカウント等、どのような形で障害のある子ども達の支援に携わっているのか記載があっても良いのではないか。

障害分野とソーシャルワークについて、学校だったら支援コーディネーターがいる

が、例えばその下の③では、支援学級や通級指導が書かれているが、当然ながら障害のある子どもたちでこういった教育制度を使用していない通常学級に在籍する子どもも結構いる。そういったところを見ていくと支援コーディネーターの対象にはなかなかかなりづらい。やはり福祉分野のスクールソーシャルワーカーがいるのであれば、そういったところとしっかりと繋がっていくことが必要ではないか。

残念ながら、障害のある子どもたちの被虐待の割合というのは比較的高くなっていく。そうした観点からも、やはりソーシャルワーカーは福祉的視点で学校現場に入ってくる専門職の位置づけであるということをぜひ検討いただきたい。

④にも繋がり、例えば小～中学校の移行であるとか、中～高、あるいは高～社会や大学へ進む発達障害のあるお子さんはたくさんおられる。

そういったところで本人やご家族の意向を尊重した上で、ソーシャルワークの視点で支援を行うことも当然現場としてはされていると思うが、そのあたりもぜひ視野に入れていただきたい。

事務局

第4次島本町障害者計画については、各担当課に指標につき、実績も含めて記載をお願いしているが、委員から御指摘があったスクールソーシャルワーカーの相談支援件数などもカウントできるようであれば、この本進捗状況に記載する様、担当課の教育推進課と共有してまいりたい。

貴重なご意見に感謝する。

委員

最近すばるが計画相談を再開したが、なかなか人間的にどンドンケースを持つということは難しい。この相談支援体制の充実強化というところで、ういっしゅばかりが頑張っている状況だとは思いますが、事例検討の実施に関しては、なかなか実績が上がってこないということだが、この理由を教えて欲しい。

事務局

資料2-1の2ページの5の7番の、協議会における相談支援事業所の参画における事

例検討の実施について、まだ実績がない状況だが、こちらについても自立支援協議会の中で実際の困難な事例、一つの事業所だけでは対応が難しいような事例等について、計画相談の事業所を中心として、地域全体としてどのように連携をどのようにとっていけば良いのかを検討していく項目である。

現状は、部会においてまだできてない状況があるが、今後の自立支援協議会では、そうした事例の検討についても行ってまいりたい。

委員

3点質問する。

まず1点目が、福祉事業所の方で人材確保が非常に厳しい状況がある中で、自立支援協議会で合同の求人チラシを作ったというのは非常にいい取り組みだったなというふうに思っている。

かなりの場所に配布していただいていると聞くと、効果がありそうか、反応はどうかというところについて事業所の方から何かしら声があれば教えていただきたい。

2点目が障害福祉計画の方の地域生活移行者の増加・施設入所支援の削減について。法制度の中で意思決定支援がさらに重視されていくという中で、とりわけ障害者支援施設のあり方にスポットが当たっているところがある。私どもの法人も非常に入所施設が多い構成になっており、今まさにその取り組みを進めているところである。

令和8年度から、入所されてる方全員に対して、地域移行等の意思確認をするということが義務化されることになっている。これに関して、地域移行というのは必ずしも住まいの問題ではなくて、日中サービスも含めてというふうな解釈になっている中なのでなかなか難しいところはあるが、その辺り様々な入所施設の方に引き寄せると、一方で待機者の問題もある中で、定員縮小していくというふうな流れ自体は否定するものではないんですが、なかなかそのあり方が難しいなと思っている。

8期の計画を立てる中でまたその辺りのサービス見込み量については調整、あるいは確認されることかと思いますが、今ご入所されている方々の意思確認、意思決定の文脈においてこの数字がより具体的になっていくことを望むし、施設と支援元の自治体とまた連携していくことがあれば良いと思う。

さらに入所の待機者の問題に関しては、グループホームの入所施設の整備がなかなか難しくなっている中で、島本町内において、グループホームのニーズは非常に高

いということだが、入所の待機者などはいるかどうか。自治体ごとにその待機者の定義は国が作ってないのでわからないが、今後自治体ごとで待機者を捉えているところもあるので、共有していく方向にはなっているが、お考えなどを聞かせたい。

ちなみに京都市の独自調査では、現時点で150人ほど待機者がおられるということだが、一方京都府は国の待機者の定義がないのでわからない。ということで、自治体ごとで反応が違っていると聞いています。

最後にグループホームに関して、島本町のアンケートによると、我々の事業所でも関わってる親御様に関しては非常にグループホームに関しては強い思いをお持ちであることを痛感している。

一方で入所者の地域移行を進めるという方向、グループホームの総量規制の話もでてきているところがあり、その辺りもちょっとちぐはぐな感はあるが、全体の要件を満たした上で全体の4分の1ほどが総量規制がかかるのではないかというふうなことではあるが、今の話を聞く限り、島本町ではそういう規制がかかるような状況ではないとは思っている。もし何か関連するお考え、情報があればお知らせいただきたい。

事務局

まず一点目の合同求人チラシについて、今回説明でもありました合同求人チラシを自立支援協議会の各事業所と連携して作成した成果である。具体的にヘルパーやグループホームの世話人さんに特化し、特に訪問サービスの従事者やグループホーム世話人が不足している。他の施設職員も不足はしているが、特にヘルパーや世話人の確保が難しいという話があり、自立支援協議会のくらし部会の案において、町も交えて検討・企画した。各ヘルパーステーションやグループホーム事業所に呼び掛け、原稿を出していただき、登録ヘルパーを募集している旨の求人チラシを作成した。

チラシは、役場を含めて各施設や事業所等に設置し、あわせて専門学校や大学などの福祉系の学科のある学校の学生アルバイトにも期待している。

実際に京都・大阪の主要な福祉系学科のある大学、専門学校などに2~30校に、それぞれチラシを郵送してした。質問があった実績については、まだいただいていない。この取り組み自体が昨年の秋、11月にチラシを作成して送付したところで、まだ始めたばかりであるので、令和8年度についても、引き続きチラシを設置し、また送付もするなど、今後も継続していきながら、実績等が出るように取り組んでいきたい。ま

た、成果につきましても、問い合わせがあったどうか、改めて呼びかけたい。

事務局

続いて、入所施設の待機状況についてのご質問に関して回答する。島本町への申し込みがあった方のみで7名の待機がある状況である。

入所を希望する施設をお伺いして待機いただくが、やはり近隣の入所施設の希望が多くなっており、しかしながら近隣の入所施設で空きがでない状況で入れないということが考えられます。なかなか順番が回ってこないと認識している方もいるため、7名よりももしかしたら、実際にはもっと入所施設があれば希望される方もいる可能性もある。その辺りの点も含めてまた次期計画表での数値設定等についても皆さんにご審議させていただきたい。

最後に、グループホームの入居を希望される方、もしくはご家族が希望されてる方というのは、やはり前回の計画策定のときのアンケートでも多いという形で出ている。また、入所施設からの地域移行に関することに関しても、やはりグループホームというのは必要になってくるものだと考えている。委員から説明のあった総量規制については、まだ詳しい情報については関知していない

令和8年度は第8期の障害福祉計画の策定年度になり、この段階では何かしら国からも通知が示され、指針の方が出てくるかと思いますので、計画策定に向けてこの総量規制に関することも含めてグループホームについての計画数を決定していきたい。

委員

先ほどのご質問のあった、現場の方の人材不足について、こういった福祉系の対人支援系学部の学生募集の状況が私の現所属だけでなく、全国的にやはり低調で、非常に厳しい状況であるというのが全国的に言える。理由はおそらくコロナ禍を経ていろんな厳しさの様なものが誤解も含めて社会に認識されているということと、まず大前提としてやはり賃金の問題もある。その辺は徐々に徐々に賃金も含めて国の方の動きももちろんあるわけだが、同時にそういうチラシを撒いて現場の大学で「誰かいませんか」ということだけでは、学生の人数自体も減っている状況の中で、なかなか効果を得るのは難しいというのが、教育現場にいる身としては非常に切実に感じるところである。例えばこの障害者計画にもあるように、福祉教育に力入れていくとか、福祉で

働くことの魅力というものを、行政を始め、地域の方々と一緒に醸成していくような、そういった取り組みが大事であると考えているので、そのあたりも何か参考にさせていただければありがたい。

事務局

先ほどの合同求人チラシについて、現物を配布するので参考にしてほしい。

委員

障害者扶養共済の制度について保護者が知らない方が多いのではないか。窓口での説明はどのようにされているか。

事務局

障害者扶養共済のご質問については、対象には障害者手帳、特に重度の障害者手帳をお持ちの方が対象になる。手帳取得時に、町で作成する障害福祉の手引きをお渡ししている。その中に扶養共済制度も含めて、手帳を取られた方や、障害をお持ちの方に対する助成等、制度の案内を掲載している。逐一詳細にご説明してはいないが、この中で該当するもの、興味のあるもの等があれば、福祉推進課の方に連絡してもらおう、案内している。

またホームページにも障害者向けの、障害者の方の手当などのページを作成しており、扶養共済制度につきましては、そのページにも掲載して周知を図っているところである。

委員

私も入っているが、加入者数が9人と少ない。受給者数はどうか。

事務局

扶養共済制度を受給されている方について、こちらは大阪府の制度であり、町として

は大阪府に進達するという形になり、その後は大阪府が管理しているものになる。
このため、いま加入されて保険のお金を払ってらっしゃる方は現在 10 名程度と把握しているが、加入している方が亡くなった後の受給者数については大阪府が管理しており、町では人数の把握はわかりかねる。

委員

私が加入した時には 1 人頂いてると話を聞いていたので、質問させていただいた。

事務局

人数については、保護者が生前の間は掛け金を払って加入し、保護者等がお亡くなりになれば年金を補完する形で手当を受けることができる制度である。1 人とかいう話ではなく、詳細な数はちょっとわからないが、何人かというのはもちろんいるということだと思う。

委員

17 ページの雇用就労に関するところで、全体的な部分になるが、②の関係機関と連携した就労支援の実施について、今後の障害者雇用促進制度のあり方に関する研究会報告書が出ており、今後、難病の方が雇用率にカウントされる方向性で動いてる。全員が雇用率カウントされるわけではなく、個別の判定で雇用率にカウントされる方も出てくるのではないかと聞いている。このため、連携先もそのハローワーク、就業生活支援センターだけではなく、医療機関、保健所、ハローワークにいる難病のコーディネーター、大学病院等と様々連携しないといけないと思っている。

就業生活支援センターもまだまだ難病の対応数は、少ないので、より広く関係機関と今後連携していかないといけないと思う。

事務局

今後、国の方で難病者も障害者雇用と同じような形で広げていくところがある。

制度改正はされていないと思うが、今後そうした形で難病者の方への就労支援とかそ

ういった啓発とかいう形も入ってくるとすれば、ご指摘のとおり、医療機関含めて関係機関との連携等、範囲を広げていく必要があると考える。

会長

一点お聞きしたい。資料 2-1 の 1 と 3 ページ目の、障害児支援の提供体制の整備等のところで、令和 6 年と 7 年の欄にそれぞれ医療的ケアのコーディネーター 1 名を配置とある。これは、合計 2 名配置しているということか。

事務局

医療的コーディネーターについては、各年度の合計ではなく、現在 1 名の方が配置されてる状況である。

会長

医療的ケアについては、どこの市でもいろいろ苦労しておられるが、例えば学校等ではどういうケアをされているか。

事務局

在宅の医療的ケア児者、子どもも大人もということだが、高齢者になれば数が増えるが、介護保険サービスの医療サービス中心に対応している。

障害者の範疇での、医療的ケアへのサポートというのは、主にもっと若い方児童を含む若い方が対象になっている。

現在、在宅の高齢者以外の障害者で痰吸引とか医療的ケアが必要な方は一定実績把握しており、大体 10 人程度でほとんどが児童年齢である。

青年の方もいるが、重度の方は入所や入院しており、最近になって在宅で生活をされる医療的ケアの方、特に児童が増えてきている印象である。それに対するサポートは、先ほど申し上げた福祉サービスの方ではまだ障害福祉サービスでは医療的ケアに対応する事業所というのは町内になかったので補助を設けて医療的ケアに対応する事業所に支援しようと看護師を配置するという取り組みを令和 8 年度から始めるところである。

一方で先行しているのは、インクルーシブの教育とかの観点から、保育所や学校については先行し、保育所、こども園に看護師を配置している。小学校については、学校に看護師を配置して医療的ケアの児童も通学、通所できるようにするという取り組みを以前からやっている。障害福祉サービスについては、それを後追いする形で今後体制を整備していきたいと考えているところである。

会長

島本町は教育委員会の取り組みが福祉に先行した形で進んでいる様だ。福祉系の専門職を学校に取り込むというようなところが出てきているということを初めて聞いたので、いい取り組みしていると感じる。

他にあるか。

なければ本議題の審議は終了とする。

4 その他

会長

その他の案件として、委員から何かあるか。

特になければ、事務局から何かあるか。

事務局

(今後のスケジュールの説明)

会長

本日の案件は全て終了した。これにて閉会とする。

5 閉会

